

諮問第 241 号

景 観 審 議 会

丹波篠山市城下町北地区整備計画の認定計画の変更について（諮問）

緑豊かな地域環境の形成に関する条例（平成 6 年兵庫県条例第 16 号）第 33 条第 1 項に基づき丹波篠山市城下町北地区整備計画の認定計画を変更するに当たって、同条第 2 項において準用する第 13 条第 2 項の規定により、意見を求めます。

令和 8 月 3 月 5 日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦